平成２５年（ヒ）第２号
香川県観音寺市木之郷町1795番地１
清算株式会社　コトブキ商事株式会社
清算人　藤本　尊載
１　決定年月日　平成25年10月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高松地方裁判所観音寺支部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０７４号
東京都千代田区霞が関３丁目６番５号霞ヶ関３丁目ビル１階
清算株式会社　株式会社北島アスコン
１　決定年月日　平成25年10月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第４号
北海道函館市赤川町425番地の５
清算株式会社　アオイ工業株式会社
代表清算人　河合　久英
１　決定年月日　平成25年10月29日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日（平成25年６月10日）以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済の場所
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち特別清算開始決定日（平成25年６月10日）以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済
清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、以下の方法にて弁済を行う。
ア　弁済の基準となる各一般債権者の債権額及び全ての一般債権者の債権額の合計額（債権額合計額）を算定する。
イ　弁済の対象となる弁済原資総額を上記アにより算定された債権額合計額で除する方法により弁済率を算定する。
ウ　上記アにより算定された各一般債権者の債権額に上記イにより算定された弁済率を乗じた金額をもって各一般債権者に対する弁済額とする。
エ　清算株式会社は、上記ウにより算定された各一般債権者に対する弁済額を弁済として支払う。
⑵　免除
各一般債権者は、清算株式会社に対し、清算株式会社から前記第２の２⑴の金員の弁済を受けたときは、一般債権から弁済額を控除した残金につき、その債権を免除する。
⑶　追加弁済
清算人は、前記第２の２⑴の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を一般債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、各一般債権者が前記第２の２⑵の規定により行った残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
函館地方裁判所民事部

平成２５年（ヒ）第２０７２号
東京都千代田区丸の内３丁目２番３号
清算株式会社　株式会社ＳＰＨ
代表清算人　佐々木富美男
１　決定年月日　平成25年10月30日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額につき、その債務を免除する。
２　前項の免除は、本協定の認可の決定が確定した日に効力を生ずるものとする。
３　第１項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第１項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２５年（再）第１４号
神戸市中央区北長狭通４丁目７番20号
再生債務者　医療法人財団パルモア病院
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区堂島１丁目１番５号梅田新道ビル12階　ウェルブライト法律事務所
弁護士　村辻　義信
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成25年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第６号
旭川市神居町上雨紛430番地
再生債務者　旭川リゾート開発株式会社
１　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月29日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年12月16日から平成25年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再）第１号
岩手県花巻市石鳥谷町北寺林第７地割350番地
再生債務者　秋柴重機株式会社
１　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月15日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年12月20日から平成26年１月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

再生計画認可

平成２５年（再）第２号
福岡県筑紫野市大字筑紫667番地173
再生債務者　梶原　　厚
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年10月28日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年10月28日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第３号
広島市南区皆実町２丁目６番19号
再生債務者　広島ガス開発株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年10月28日
広島地方裁判所民事第４部